

「動物の愛護及び管理に関する法律」が 平成17年6月に改正され、 平成18年6月1日から施行されます。

①動物取扱業が届出制から**登録制**になります。

現在届出が必要な販売、保管、貸出、訓練、展示の業種内容に加えて、飼養施設を持たないインターネット等による販売業、美容業（動物を預かる場合）、ペットシッター、出張訓練業者、動物とのふれあい施設（乗馬施設やアニマルセラピー業者）などが新たに登録が必要となります。

すでに動物取扱業の届出を行っている方と、上記の新たに登録対象となる動物取扱業を行っている方は、1年間の猶予期間がありますので、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間に、管轄の保健所で登録の申請手続きを行ってください。

6月1日以降に動物取扱業を始める方は、猶予期間はありませんので、すみやかに登録申請を行ってください。

②「特定動物」の飼養・保管が**許可制**になります。

「特定動物」の飼養・保管について、条例による規制から全国一律の許可規制になります。管轄の保健所で許可の申請手続きを行ってください。

すでに、「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」に基づく許可を受けている方は、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間に、新たに法に基づく許可を受けてください。

詳しくは岡山県動物愛護センターにお問い合せください。

電話 0867-24-9512



遊歩会

遊歩会は、健康づくりのためにウォーキングを楽しんでいる自主的な会です。皆さんも一緒に歩いてみませんか？

4月のウォーキングは、44名の参加者で、羽出公民館長・美若さんの案内により、羽出公民館～うど坂～奥津溪と雨の中元気に歩きました。昼食は、レストラン大釣のご好意で、座敷でゆっくりお弁当を食べることができました。山陽新聞の取材を受けたり、赤や青のクラシックカーパレードに手を振ったり、思わぬ楽しいこともありました。



次回は・・・ **第24回 鏡野地域越畑ウォーキング**

日 時 6月10日（土）午前9時30分～午後1時30分

当日午前7時時点で岡山県北部に警報が発令されている場合は中止

集 合 場 所 越畑ふるさと村駐車場 午前9時30分出発

コース距離 基幹林道～越畑ふるさと村～みのり学園りんご園～帰路（全9.8km）

各 持 参 物 平成18年度参加費500円（初回参加者）、帽子、手袋、水筒、おやつ、弁当、雨具、傘など

注 意 事 項 5月10日の大雨で、越畑会場への道のり途中が、崖崩れにより5月24日現在通行止めとなっています。通行止めの期間中、越畑方面へは、奥津より広域基幹林道泉山線の利用となります。会場に来られる際は、道路状況を確認の上気をつけてお越しください。

問い合わせ先 『遊歩会』代表
鏡野町役場 保健課

水島（0868）56-0523
山崎（0868）54-2025